

評価基準

法人基本事項点と企画点と価格点を合わせて100点満点とする。

1 法人基本事項点（15点満点）

大項目	評価項目	評価事項	評価点
(1)	基本事項	市内中小企業であるか。	5
(2)	業務実績	本業務を遂行するための実績を十分に有するか。	10

2 企画点（70点満点）

大項目	評価項目	評価事項	評価点	
(1)	事業の狙い・基本的な考え方	事業の趣旨や本市の取組状況を十分に理解しているか。	15	
(2)	実施体制及び実施計画について	ア 本事業の実施体制	実施体制は適切か。個人情報の取扱いに係る対応は十分か。	10
		イ 本事業の実施スケジュール案	実施計画は適切か。	5
(3)	実施内容について	ア 測定に用いる機器及び測定支援方法について	測定に必要な機器の提供が可能か。また、測定実施に関する支援方法は適切か。	7
		イ 測定値等の集計・分析方法について	測定値等の集計・分析に必要な技術は有しているか。また、手法は適切か。	7
		ウ 地域介護予防推進センター職員及び医療専門職等を対象とした研修について	研修内容は、職員および専門職等の資質向上に資するものであるか。	8
		エ 地域課題の分析等のための体力測定値の蓄積・共有等に関する環境の提案	体力測定値の蓄積・共有に関する提案は、現実的であり、事業の改善に寄与する事が期待できるか。また、実現するための技術を有しているか。	8
(4)	今後の展開について	今後の事業展開は、介護予防の推進が期待でき、将来性のあるものであるか。	10	

3 価格点（15点満点）

大項目	評価項目	評価事項	評価点
(1)	見積額	※に示す式により計算する。	15

※ $15 \text{点} \times \left\{ \frac{13,500,000 - \text{貴社提示価格}}{13,500,000 - \text{最低提示価格}} \right\}$

・少数第1位を四捨五入する。

・最低提示価格が13,500,000円の場合は、評価点を0点とする。

【評価点の計算と順位の決定】

各事業者の総合評価点は、選定委員会の各委員の平均とする。

各事業者の順位は、次の表に従って決定し、第1順位の事業者を受託候補者として選定する。

順位の決定方法	
1	総合評価点の多い者
2	同点の場合、見積金額の少ない者